



## 平成20年度阿久根市消防操法大会

### 第2回定例会

- 平成20年度阿久根市一般会計補正予算の3,525万7千円を可決して、総額96億8,125万7千円となる。
- 平成20年度阿久根市老人保健医療特別会計補正予算の2,799万6千円を可決して、総額6億2,174万7千円となる。
- 一般質問に6人が登壇し、活発な議論を展開

平成20年第2回定例会は、6月6日から24日までの19日間の会期で開かれ、平成20年度補正予算3件、専決処分の報告3件、鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についてなど議案7件が提案され原案どおり可決されました。このほか陳情2件が採択され、意見書4件が可決されました。さらに、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙と農業委員会の委員の推薦が行われたほか陳情1件が継続審査となりました。

## 第2回定例会で審議された議事等

議案番号	付 議 事 件	議決結果
報告第3号	専決処分の承認について(平成19年度阿久根市一般会計補正予算(第9号))	原案承認
報告第4号	専決処分の承認について(阿久根市税条例の一部を改正する条例)	原案承認
報告第5号	専決処分の承認について(阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	原案承認
議案第39号	鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について	原案可決
議案第40号	阿久根市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第41号	阿久根市税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第42号	阿久根市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第43号	阿久根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第44号	阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第45号	阿久根市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第46号	平成20年度阿久根市一般会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第47号	平成20年度阿久根市老人保健医療特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第48号	平成20年度阿久根市一般会計補正予算(第2号)	原案可決
陳情第2号	国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める陳情書	採 択
陳情第3号	教育予算の拡充を求める意見書の採択要請についての陳情	採 択
意見書第2号	国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書	原案可決
意見書第3号	教育予算確保に関する意見書	原案可決
意見書第4号	高齢者に対する助成金制度創設を求める意見書	原案可決
意見書第5号	後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書	原案可決
	平成19年陳情第3号 政務調査費の返還と辞職勧告等の決議を求める陳情書について閉会中の継続審査を求める件	決 定

### ○議決結果(賛否が分かれた案件のみ)

議 案 名	議員名(議席番号順)											議決結果					
	木下孝行	竹原信一	鳥飼光明	山下孝男	新坂上誠	築地新公女	的場眞一	檳榔幸雄	京田道弘	濱之上大成	西田己之助		平田修二	山田勝	若松富春	児玉賢一郎	庵重人
専決処分の承認について(阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	◇	◆	◇	◇	◇	◇	◇	◆	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	原案承認
阿久根市税条例の一部を改正する条例の制定について	◇	◆	◇	◇	◇	◇	◇	◆	◇	◇	◇	◇	◆	◇	◇	◇	原案可決
後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書	◇	◇	◇	◇	◇	◆	◇	◆	◇	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	原案可決

※その他の議案については、全員賛成で可決されました。

(表の見方) ◇は賛成、◆は反対

※庵重人議長は、議長職のため特別多数議決以外の議案については、表決(賛成、反対の意思表示)権はありません。

## 一 般 質 問

第2回定例会では6人の議員により、市政全般にわたり一般質問が行われました。以下、質問（議員）と答弁（市長）の中から要約して紹介します。（発言通告順）

質問者 鳥飼光明議員

### 工場誘致について

議員 桑原城工業団地の活用について、一部が整備されているが、現在どのような計画があるのか。また団地の総面積と、現在施工されている有効利用面積と工事費は幾らであるのか。最終的な完成予定年度、総事業費及び利用可能面積は幾らになるか伺う。

市長 桑原城工業団地の利用計画は、土地開発公社が昨年三月二十七日付で開発行為許可

を受け、衛星情報センター南受信管制局前の約六ヘクタールについて、第一工区の調整池などの整備を、工事費八千四百二十万円昨年十二月末に完成した。

今後は、予定している団地内の造成工事など、時機を見定めながら効率的な整備を行いたいと考えている。

現在、当該地の土地利用計画はないが、企業誘致の難しさなど、より一層の努力が必要と認識している。

団地の総面積は、十一万三千七百四十八平方メートルで、現在施工されている有効利用面積は約二・八ヘクタールであると見込んでいる。

最終的な完成予定年度は、進出企業等の意向により変わるが、開発行為の工事完了予定は平成三十年三月末となっている。

総事業費は開発行為の資金計画で、約二億一千万円を計上し、土地の利用可能面積は開発区域面積約五万九千九百五十四平方メートルであり、約四万六千四百平方メートルを有効利用できると見込んでいる。

### 旧折口駐在所跡地の活用について

議員 旧折口駐在所跡地の活用について、現在、折多小の子供たちは市道を横断し歩いて体育館に通っており、大変危険な状態である。そこで、この駐在所を早く取り壊して体育館への通路とした活用する考えはないか。

市長 折口駐在所は本年三月末で廃止され、鹿児島県は建物解体し、更地にして市へ返還する方向で手続を進めている。市への返還時期は、本年十二月末頃に予定されており、返還後の活用については、折多小校舎から屋内運動場への児童、教師の通路敷地とし



旧折口駐在所

での活用が考えられ、今後教育委員会、折多校区民と十分協議しながら検討したい。

### ライダーハウス等を設置する計画について

議員 阿久根駅付近にライダーハウス等を設置する計画が昨年予算計上されているが、現在の進捗状況について伺う。

市長 阿久根駅付近のライダーハウス設置計画については、本年一月四日付で、農林水産大臣の正式決定を受け、一月十六日の臨時市議会において予算等の承認を受けた。

車両の輸送方法の検討や、おれんじ鉄道との借地契約等、一定の期間を要することから、農林水産大臣に対し繰越承認申請を行い、平成二十年度への繰越事業として承認を得て、農地関連事業と並行して早期完了を目指し取り組んでいる。

当初予定していたJR東日本のロビーカーは、輸送費の関係から断念し、JR九州の「なは」の寝台車二両を利用した宿泊、交流施設の設置に向け各関係機関との調整を図っており、現段階では、七月末から八月末に輸送し設置に

なると思っている。開設については、八月から九月になると予想される。今後とも事業主体のNPO法人ビゴップと連携を図り、早期に事業効果が出るよう努めていきたい。

### 駅前等の整備及び国道三号線から漁協までの水路等の整備等について

議員 駅前等の整備及び国道三号線から漁協までの水路等の整備等については、一体となった整備が必要と思うが、地域住民から景観及び夏場の悪臭等の苦情が出ている。特に水路については、補助金適正化法には抵触しないと思うが、今後どのように整備される計画か。

市長 阿久根駅前広場は県が昭和二十年に整備したもので、改修工事については、県とも協議中であり、今後市としてもどのように整備をするか、協議をしながら進めていきたい。

また、国道三号から漁協までの水路整備については、埋め立てて、花などを植栽することになっている。

### 土地改良区を含む基盤整備地区の荒廃対策について

**議員** 現在の基盤整備された農地が大変荒廃している。市内の土地改良区を含む基盤整備された地区の数と総面積、荒廃している土地の面積と荒廃対策を伺う。

**市長** 水田の圃場整備が済んだものは、脇本中央土地改良区を初めとした十九カ所、約四百ヘクタールで、その内荒廃地は、約八十八ヘクタールと把握している。荒廃地の内訳は、脇本中央土地改良区が約〇・七ヘクタール、折多土地改良区が三十四・八ヘクタール、その他荒廃地が約四十四・五ヘクタールであると把握している。

荒廃地対策は、農業委員会を中心に行われ認定農業者を中心とする営農の実態及び意向を把握し、農用地の利用調整を行い、担い手の農地利用集積及び農地の効率的な利用促進を図っている。

農政課関係では中山間地域等直接支払制度や地域による共同活動を支援する「農地・水・環境保全対策事業」等を導入し、農地や環境を守っていく活動を推進している。

### 質問者 竹原信一議員 十二年間の成果と展望について

**議員** 市長としてのこの十二年間の自身の評価について伺う。

**市長** 市長として自身の評価についてとは、これまで三期十二年間、市長として常に本市の発展と市民の福祉向上を目指し、頑張ってきた。市長に就任した時は、予想以上の厳しい財政状況であり、将来を考えると私自身、不安になったことは事実である。しかしこの厳しい時代を乗り越えることが、自分に与えられた使命であると考え、長期財政計画を初め、行財政改革など市民の皆さんの御理解と御協力をいただきながら積極的に進めてきた。市長としての自身の評価については、市民が評価することだと思う。ただ、私自身は、将来を見据え、その時々にも最も良い施策を選択し、全力を尽くして、その達成に取り組んできた。

### 斎藤市長自身の給与と退職金について

**議員** 斎藤市長の十二年間の給与総額、退職金の総額が幾らか伺う。

**市長** 市長自身の給与と退職金については、予算化され、市民に公開されているので、計算していただきたい。

### 市政に対する市民感情について

**議員** 市政に対する市民感情について、どのようにお考えか。

**市長** 市政に対する市民感情については、市民の皆さんが市政、市長である私が行った市政に対し、どのように感じているかだと思いが、市民の評価が結果として感情に出てくるものと思っている。市民にお任せする。

### 阿久根市の方向性について

**議員** 阿久根市の方向性について伺う。

**市長** 阿久根市の方向性については、熱望していた南九州西回り自動車道も着実に事業が進められ、新しいまちづくりが大きく期待している。このような中で、常に市民は、「ふるさと阿久根」の発展と福祉

向上が一番の願いであり、そのことが私どもが目指すものであると思う。

### 質問者 平田修二議員 大川診療所について

**議員** 大川診療所の診療開始のめどについて、阿久根市に限界集落が増えていく中で、その先端をいくのが大川地区である。

病院に歩いて一方の方と、タクシー等を使って、一時間かけて出てこられる方では大変格差が生じてきていることは事実であり、そのことも含めて、今どういう状況にあるか伺う。

**市長** 大川診療所の診療開始のめどについては、後任の医師探しを県や出水郡医師会、鹿児島県国民健康保険団体連合会、全国自治体病院協議会等へ求人依頼などをしていく。

今回、鹿児島県国民健康保険団体連合会の紹介で一名の医師と交渉する機会を得たが、条件で折り合いがつかず、断念せざるを得ない状況になっている。全国的にも医師不

足の傾向があり、大川地区は交通手段を持たない高齢者が多く、一日も早く診療再開にこぎつけたいと思っている。

また、この大川診療所を中心とする大川地区は、非常に狭隘で起伏の激しい地域なので、交通機関についても今後検討を重ねていく必要があると思っている。



診療開始が待たれる大川診療所

### 職員の任命について

**議員** 職員の任命、承認、能力について、男女同権、男女共同参画等いろいろな形で、女性の地位向上を目指しての努力を国を上げて、各市町村まで進んできている。阿久根市で、夫婦で市役所に勤める

方々が、課長にいつまでたつてもならないのも大変不思議に思っている。市役所の入庁の試験も受け、高い能力を持つている方がいると思う。そういう差別をすることは、よくないと思うがどうか。

**市長** 市役所に夫婦で勤務している職員の管理職への登用に ついて、確かに現在、共働きの職員については、課長職の職員はいない。地方公務員法においても、職員の任用については勤務実績等の能力実証に基づき行うことが定められており、人事異動等においても、担当事業の推移や本人の希望、人事評価における上司の意見等も考慮し、適材適所の配置を行ってきた。

本市においては、近年、職員数も減少し人的配置の面でも非常に窮屈な状況となっており、今後において十分な市民サービスの提供、ニーズへの的確な対応という面からも、有能な職員の育成と管理監督職への登用は必要不可欠なものと考えている。本市のさらなる発展を考えると、共働きの職員であろうと有能な職員は課長職への昇任についても行うべきと考えてお

り、今後市民の意見をお聞きし、理解を得ながら検討を加えていきたい。

### 市有林管理、分収林管理について

**議員** 市有林管理と分収林管理について、それぞれ箇所数と総面積、これまでの投資額を示していただきたい。

市有林造成は、三十年位なっているかと思うが、膨大な金額の投資をされている。間伐をする段階で、将来立派な木になると思われる木から伐採され、曲がったものは残してあるのが現実である。農政課は、森林組合あるいは森林公社の委託先との伐採、枝打ち、刈り払い、間伐等に立ち会いをしているか何う。

**市長** 市有林及び分収林管理については、平成十三年度までは公有林経営計画により管理し、十四年度以降は森林施業計画に基づき下刈り、除伐、枝打ち、間伐等を計画的に実施し、適正な森林管理に努めてきた。市有林の直営林は七十九カ所で面積が四百六十三・七四ヘクタール、分収林は百五十四カ所で面積が二百十八・二四ヘクタールあり、

合わせて六百八十一・九八ヘクタールの管理を行っている。投資額は、詳細を把握できないが、公有林の起債残高は二億一千四百九十七万四千三百九十七円となっている。

現在経営している直営林、分収林を森林国営保険の評価で算出すると、直営林は十一億五千八百六十七万三千円、分収林は五億九千三百八十九万四千六百円、合計で十七億五千二百五十六万七千六百円という評価になる。今後は、利用間伐を繰り返しながら投資額の回収に努めていきたい。

分収林契約の内容については、使用貸借権者である集落を甲とし、造林者である阿久根市を乙として分収期間が定められ、また造林地の施工方法及び分収割合、販売に当たっての協議方法等が細かく記されている。管理造成の契約先については、四団体で、森林の状況としては、一番高い林齢で五十二年生となっている。また枝打ち、下刈りの立ち会いはしていないが、完了後の検査を実施している。現在、分収林の利用間伐は

実施していないが、今後は状況等を把握しながら契約に基づいて協議を行い、阿久根市の貴重な財産として適正な管理に努めていきたい。

**農政課長** 公社と分収についての立ち会いは、契約に基づいて、それぞれの集落の方々が行っており、市としては公社との分収計画についての立ち会いは、実施していない。

質問者 山田 勝議員

### 折口川流域の抜本的な改修について、その後の取り組み状況

**議員** 折口川流域の抜本的な改修について、昨年の六月議会以降の県、市の取り組みについて何う。

**市長** 平成十八年の県北部豪雨時の折口川周辺の浸水状況の報告を受け、県は、県単河川等防災調査委託折口工区として平成二十年三月に発注し、超過洪水に対し、浸水被害の軽減を目指した効果的な治水対策の検討を行うことを目的とし、折口川約十二キロメートルとその支川、内田川約三キロメートルの現況調査を、

平成二十年三月から七月まで、今調査中である。

この調査のため市に対し、折多排水機場関係及び県営洪水防除事業等の資料の提供依頼があり、協力している。

また、南九州西回り自動車道路計画においても、河川改修ができる幅員について県は理解を示し、必要な河川拡幅を確保する協議が整い、橋梁建設に着手した。

一方、市としても、早急な防災対策について関係機関や地域関係者と一体となった取り組みが必要のため、出水地区社会基盤推進協議会等を通じて、引き続き九州地方整備局及び県知事へ要望活動を行っている。



改修工事が急がれる折口川

市報の有料広告について

**議員** 市報の有料広告の掲載希望の状況と採用基準及び掲載料を年間どれくらい予測しているか伺う。

**市長** 市報の有料広告については、財源確保と地域経済の活性化を目的に阿久根市有料広告掲載取扱要綱を定め、平成二十年一月号から実施している。

一月号から六月号までの広告実績は、掲載件数が二十八件、広告料として二十七万円が繰り入れとして入っている。広告の採用基準は、阿久根市有料広告掲載取扱要綱の第三条に掲載ができない項目を定めており、例えば法令等に違反し、又は違反するおそれのあるものや風俗営業に関するもの、政治活動や宗教活動に関するものなどがあり、これらを審査し、掲載している。掲載に当たっては、市内、市外の住所要件は定めていないが、申し込みが多数ある場合は、市内を優先することも定めている。掲載料の歳入予測は、月五万円年間六十万円ほどを見込んでいます。

個人の資産を寄附したいという申し入れについて

**議員** 個人資産を市に寄附したいという申し出について、過疎化が進み土地の相続人もいない、相続人が近くにいないので、人にやるわけにはいかない、市がもたらせてくれない、という話をよく聞くが、市は受け取れないという話を聞く。受け取れない理由について伺う。

また寄附を市が受け入れ、固定資産税が少なくなり、地方交付税の基準財政収入額が少なくなった場合は、基準財政需要額に追加されるのか伺う。

**市長** 個人資産の市への寄附の申し入れについては、行政目的のない、つまり必要としていない、あるいは将来的にも必要性が認められない財産については、原則として取得していない。

個人の寄附申し出についても同様の考え方で対処しており、特に個人の一方的な寄附の場合、その財産の取得に係る費用負担をどうするのか、物件によっては測量が必要な場合も考えられ、また移転

登記等に係る費用等も発生する。その財産の維持管理についても、当然経費が必要となるなどの問題もあり、寄附の件数にもよるが、受け入れから維持管理まで人的な体制も含め、検討すべき課題もある。

現在行財政改革の一環として、市の遊休資産の積極的処分に取り組んでいる中、利用目的のない普通財産を増やすことは、議論の分かれるところでもある。

ただ寄附を申し出る個人の事情もあり、すべての寄附申し出を拒否していいかについては、今後、他の自治体の状況も調査しながら慎重に検討したい。

また、この問題における地方交付税との関係については御意見のとおりだが、普通交付税の基準財政収入額算定における地方税の算入率は七十五パーセントであり、将来にわたっての維持管理について、人件費を含めどの程度の費用が必要か不明だが、その分が基準財政需要額に加算されないことは、御理解いただきたい。これらのことから、希望者から寄附をすべて引き受けることが、市にとって有

利になるとの意見については疑問が残るところである。

職員の市民への対応について

**議員** 職員の市民への対応は、行政サービスの基本であるが、近頃、職員の住民への接し方が大変親切になったと言

う人もいれば、市役所に行っても非常に不親切だったという声も聞く。陳情者への態度、市民サービスの基本的な姿勢をどのように指導されているか伺う。

**市長** 職員の市民への対応については、これまでも市民から職員の応対等について指摘を受け、そのたびに残念に思っている。かねてから市民への対応については、職員に十分注意するよう指導しているが、市民に不快を与えることがあったとすれば、心からおわびを申し上げる。

市役所の市民への基本的姿勢は、市民が市役所に気持ちよく入り、気持ちよく用事を済ませ、気持ちよく帰っていただくことが一番大事であると考えている。

市職員としての心構えは申し上げるまでもなく、市民

の皆さんに対する接し方であり、その基本となるのがあいさつであると考えている。このことから本年度は、職員の重点目標としてあいさつの徹底をあげ、職員全員に指導を図っている。

今後も市民への対応については、研修会等も開催しながら、徹底した指導を行っていく必要があると思っている。

質問者 檜柑幸雄議員

景観形成について

**議員** 景観形成の推進については、景観緑三法が二〇〇四年

十二月一部施行され、鹿児島県は県景観条例や県景観形成基本方針、景観形成ガイドライン、また本年五月、県が策定した県公共事業景観形成基準に基づき、県民などへの普及・啓発、市町村等への支援及び景観に配慮し、鹿児島らしい景観の形成を総合的に推進するとしている。

阿久根市は、県知事の同意による景観行政団体となっている。市の景観計画策定等については、どのように推進し

ているか何う。

**市長** 本市は、平成十九年四月一日、知事の同意による景観行政団体となっており、県内では、本年六月一日現在で、十四の市と町が景観行政団体として同意を得ている。

この十四市町で現在条例を制定しているのは、鹿児島市のみであり、薩摩川内市が素案を策定中である。本市としては、景観法に係る研修会などに参加し、先進事例や計画策定などに向けての情報収集を進めており、基本的な方針策定等については今後進めていきたい。

また、景観計画は市の総合計画や都市計画マスタープランなどとの整合性を果たせることが望ましいものであり、本年度から第五次阿久根市総合計画の策定作業に入ること踏まえ、景観計画などの策定も進めていきたい。また県の景観アドバイザー派遣制度の活用も視野に入れ取り組んでいきたい。

## 雇用対策について

**議員** 雇用政策について、出水市のバイオニアプラズマディ

スプレイ株式会社は、来年一月をもって出水工場を閉鎖することを明らかにしている。現在、出水工場には約六百人

が働いており、工場閉鎖後の就職については、バイオニアグループとしては全員を受け入れることで努力すると明らかにしているが、勤務先がほとんど関東方面とのことで、多くの従業員は、地元雇用を強く望んでいると聞いている。

バイオニア出水工場に現在阿久根市から、四十数名が通勤していると聞いているが、工場閉鎖後の就職について、市としても当然対策を講じる必要があるが、取り組んでいるか何う。

**市長** 出水市のバイオニア鹿児島工場の従業員の雇用問題について、本年五月十三日にバイオニア本社が、来年一月鹿児島工場の閉鎖を出水市に正式に報告説明し、出水市はバイオニア対策検討委員会とバイオニア支援相談室を設置し、職安を総括する鹿児島労働局がバイオニアディスプレイ雇用対策本部を設置するとともに、出水公共職業安定所に緊急雇用相談コーナーを設け、従業員の再就職や生活不

安などの相談業務を行っている。従業員総数六百六名の内、阿久根市在住の方は男性三十四名、女性十二名の合計四十六名の方が勤務している。

六百六名の従業員については、子会社の静岡工場やグループ企業への配置転換が計画されているが、全従業員の救済は困難であり、地元への再就職を希望する従業員もいることから、出水市に設置されている支援相談室では、社員の住所地を問わず、出水市内の企業の社員として位置づけ、相談などは公平に対応することとなっている。また、グループ企業への配置等も会社側と随時情報交換がなされており、出水職業安定所との調整がタイムリーに行えるなど、相談窓口の一本化が望ましいことから、阿久根市としては特別な相談窓口を設けていない。

しかし、地元への再就職を望む方々については、勤務形態あるいは賃金の差はあると思うが、阿久根商工会議所会員の求人に関して最優先して雇用してもらうよう協議を進めている。

今回の件に関しては、関係

者等の生活不安に対する相談などは随時お受けし、雇用相談等については、出水市や出水職業安定所とも情報交換を行い、連携を図りたいと考えている。

**質問者** 木下孝行議員

**バイオニア出水工場の閉鎖に当たり、阿久根在住の社員の対応について**

**議員** バイオニア出水工場の閉鎖に当たり、阿久根在住の社員の対応について、四十数名の阿久根在住の職員のために、親身になって最後まで取り組んでもらいたいどうか。

**市長** バイオニアの件については、極柑議員の質問にお答えしたとおり、今後とも真剣に取り組み体制を阿久根市としても、整えている。

**ふるさと納税制度について**

**議員** ふるさと納税制度は、今年から始まった制度で、住民税の一分を自分のふるさと自治体に寄附金として納税する制度と認識している。窓口を鹿児島県が行い、寄附金のうち県が四割、市町村が六割、

また自治体の指名がない場合は、市町村の六割の振り分けを、均等割、人口割にして配分すると言われているが、実際にはどのような形になっているか。またふるさと納税のピールと資金運営は各自自治体に任ずるとなっているが、制度を受け入れるためには、条例の制定や運用に関しては、高齢者のために、また子育て支援、教育、産業振興、環境美化推進などあると思うが、どのような対応を具体的に考えているのか。

**市長** ふるさと納税制度については、鹿児島県においては、かごしま応援寄附金募集推進協議会を設立し、県と市町村が一体となって寄附金の募集を行い、寄附者は協議会の事務局となる県に寄附してもらうことになっている。寄附金の配分については、十分の六を市町村に、十分の四を県に配分し、寄附者が市町村を指定した場合には、指定された市町村に十分の六がそのまま交付されるが、市町村を指定しない寄附金については、市町村分の十分の六を、均等割四分の一、人口割四分の三で配分する。阿久根市も協議会

に参加しているの、県の協議会と連携を図りながら募集活動することになる。ただ、寄附者が協議会ではなく直接阿久根市に寄附したいという意向もあることから、阿久根市独自の寄附手続による受け入れ体制も整えることとしている。

具体的には、七月の広報紙及びホームページに制度の内容や募集の手続などを掲載し、県外在住者に対しては、寄附の呼びかけを行い、市内在住者に対しては、県外の親族や友人・知人などへの働きかけをお願いしたいと考えている。また機会あるごとに、関東、近畿、東海の阿久根会などに直接的に働きかけを行うなど、大都市圏を中心に積極的にピープル活動を行っていきたい。寄附金の使い道は、四つの項目から寄附者が選択できるように考えており、一つが、教育環境の充実及び子育て支援のための事業、二つ目が、健康・福祉の充実のための事業、三つ目が、自然環境及び地域景観の保全を守るための事業、四つ目が、地域産業の振興及びその他地域の活性化のための事業にそれぞれ

**市長の任期について**

れ活用したいと考えている。また、県から配分される交付金と直接阿久根市に寄附される寄附金は、ともに既存の基金に積み立てを行い、各事業の財源として充当したい。

**議員**

市長の任期について、新聞により、引退表明をされたが、健全な財政運営を十二年間頑張っていたことに感謝し、敬意を表している。残りの任期を頑張っていただし、勇退後も市政に今までの経験を生かしながら、側面からの協力をお願いしたい。

**市長**

引退声明については、今回このような形で、退任をすることは、市民に対してやるべきが多々ある中で、大変心苦しい。しかし人間には身体的、精神的限界があり、私も七十歳を越して限界を痛切に感じており、これからの非常に重要な時期に議員の方には多大な課題を残した形で、引退することを心からお許しい

ただきたい。市長として信念を持つてやってきたことは、このような状況の中で、阿久根市が独立した自治体として、回転していく方向だけは見定めておかなければならないということ、行財政改革を初め、民間にお願いできるものは民間にお願いしてきた。

そういう形の中で、大体阿久根市の整理整頓はできたと考える。新たな市長が誕生して、阿久根市がますます発展することを心から御祈念を申し上げる。

**委員会活動**

○ 議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会では、それぞれ調査を行いました。この調査結果は、議会運営委員会については、六月議会で報告され、二常任委員会は九月議会で報告の予定です。

☆ 議会運営委員会

議会運営委員会については、五月十四日から十五日にかけて長崎県大村市と佐賀県伊万里市を調査しました。



議会運営委員会 (長崎県大村市)

☆ 産業厚生常任委員会

農業・水産業における産地・ブランド化、道の駅の活用による地域活性化、地域資源を利用したバイオマス事業の可能性について、六月三十日から七月二日にかけて山形県酒田市の榊平田牧場、山形県遊佐町、秋田県大仙市を調査しました。



産業厚生常任委員会 (山形県酒田市)

☆ 総務文教常任委員会

七月三十日から八月一日、青森県平川市で学習支援員派遣事業について、秋田県大館市で入札制度改革の取り組み、同県鹿角市において共動パートナー制



総務文教常任委員会 (秋田県大館市)

度について所管事務調査を行いました。

**会期日程**

- 会期 六月六日から六月二十四日までの十九日間
- 六月六日 本会議
  - 会議録署名議員の指名
  - 会期の決定
  - 諸般の報告
  - 委員長報告
  - 報告・一般議案・条例・補正予算(提案説明)
- 六月十二日 本会議
  - 報告・一般議案・条例・補正予算(質疑)、陳情
- 六月十三日 委員会
  - 一般議案、条例、補正予算、陳情についての審査
- 六月十八日 本会議
  - 一般質問
- 六月二十四日 本会議
  - 委員長報告、表決



※継続審査とされたもの  
 ◎ 平成十九年陳情第三号政務調査費の返還と辞職勧告等の決議を求める陳情書

**陳 情 書**

◎ 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書  
 ◎ 高齢者に対する助成金制度創設を求める意見書  
 ◎ 教育予算確保に関する意見書  
 ◎ 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書  
 ※可決されたもの

**意 見 書**

【一般会計補正予算の主な内容】	
(単価：千円)	
耐震診断調査業務（小学校分）	5,700
耐震診断調査業務（中学校分）	5,180
財政調整基金への積立金	15,711
消防団員退職報償金	3,006
郷土芸能育成補助金（波留区神舞）	2,000

**高齢者に対する助成金制度創設を求める意見書**

現在、高齢者を取り巻く環境は大変厳しく、わずかな年金だけを頼りに生活している高齢者も多く、現状の国の政策や制度改革では、多くの高齢者は生きがいを感ずることもできず、失望感が蔓延している状況である。

これまで長きにわたって、家族のため、また我が国のために、日々ひたすらに頑張ってきたから、これからの幸せな老後を期待していた高齢者の方々にとって、現在の状況は将来にわたり、多くの不安を抱えての生活を余儀なくされている。

また本年4月から開始された「後期高齢者医療制度」は、一定の激変緩和措置が設けられているものの、これまで保険料負担がなかった扶養家族を含めて、75歳以上の高齢者を対象に、月1万5千円以上の年金受給者は、年金から天引きで保険料が徴収されている。

このような中、阿久根市は他の自治体と同様に財政が厳しい状況ではあるが、これまで頑張ってきた高齢者を思いやり、少しでも生きる活力に、また安心・安全で住みよいまちづくりの最低限の保障の観点からも、一定額以下の収入しかない市内に居住する75歳以上の高齢者に対し、生きがいを与えるための助成金制度の創設について、市当局に対し強く要請するものである。また本意見書を各関係大臣に提出することにより、国においてもこの制度を反映することを要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月24日

鹿児島県阿久根市議会

### 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議員の選挙について

鹿児島県後期高齢者医療広域連合の議会議員選挙が二名の欠員が生じたことにより行われました。

選挙の結果は、新宮領進議員（指宿市議会議長）十五票、山下ひとみ議員（鹿児島市議会議員）一票でした。この選挙結果については鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長へ報告されました。

### 主な議案の内容

#### ※ 議案第三十九号

市町村合併により、伊佐市が設置されることに伴い、鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数を減少することについて、関係市町村と協議したので、地方自治法第二百九十一条の十一の規定により議決を求めらるものである。

#### ※ 議案第四十号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）が施行されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

#### ※ 議案第四十一号

地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）が公布されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

#### ※ 議案第四十二号

戸籍法の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十五号）が施行されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

#### ※ 議案第四十四号

市営住宅の入居者及び周辺住民の生活と平穩を確保するた

## 第3回定例会

9月下旬開会予定です。

日程は、市の行政連絡放送（防災行政無線）でお知らせします。

### 他市からの視察

#### ☆ 平成二十年五月二十二日

新潟県議会 二〇十四年問題対策委員会（十三名）

（肥薩おれんじ鉄道を利用した地域活性化及び地域の食材を活かした観光への取組みについて）

#### ☆ 平成二十年七月九日

愛知県幸田町議会 総務委員会（五名）

（安全、安心のまちづくりについて）

#### ☆ 平成二十年七月二十三日

長崎県松浦市議会（四名）  
（「国民宿舎あくね」の民営化の経過とその効果について）

### 人事案件

#### ※同意されたもの

#### ◎ 農業委員会委員の推薦

阿久根市西目六一七〇番地  
西田 己之助（新）

### 議会用語の解説

#### ○ 質問

議員は地方公共団体の一般事務について、議長の許可を得て質問することができます。

いわゆる「一般質問」で議員が当該地方公共団体の行政全般について、執行機関に対し説明を求め、あるいは事実又は所信をたずねる行為をいいます。質問者は、議長が定めた期間内に議長にその要旨を文書で通告しなければなりません。

#### ○ 議決の種類

- ・可決（否決・修正可決）・・・予算・条例等
- ・同意・・・選任・指名推薦等
- ・決定・・・日程の追加等
- ・承認・・・専決処分等
- ・許可・・・議員の辞職等
- ・認定・・・決算
- ・採択・・・請願・陳情

### お知らせ

#### ◎ 議会会議録の閲覧について

て、本会議の質問や答弁内容を詳しくお知りになりたい方は、市立図書館で「市議会会議録」をご覧ください。

市のホームページでも平成十五年第三回定例会からご覧になれます。

※ 議会だより、議会傍聴に関するお問い合わせは、市議会事務局まで。

TEL (七二) 〇八一五  
FAX (七二) 二〇二九

### 本会議の様様をインターネットで生中継

市のホームページ（URL=<http://www.city.akune.kagoshima.jp/>）からご覧になれます。また録画でも過去の議会中継がご覧いただけます。

